

府子本第97号  
29文科初第1614号  
子発0307第1号  
平成30年3月7日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
各中核市市長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )

文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」の  
一部改正について

表記については、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」（平成27年12月7日付け府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により行われているところであるが、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）及び「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日付け府子本第762号・29文科初第868号・子発0926第1号・社援発0926第1号・老発0926第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局帳連名通知）の発出に伴い、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成30年3月7日から適用することとしたので通知する。